

令和3年7月8日

最高裁判所長官

大谷直人様

令和3年度長野地家裁佐久支部庁舎
改修工事に関する意見書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

意 見 書

- 1 令和3年度に予定されている長野地方・家庭裁判所佐久支部（以下「佐久支部」という）の大改修工事について、令和3年4月30日付け当協議会から貴庁宛の質問書に対し、同年6月24日付け回答書において、貴庁の考え方が長野地方・家庭裁判所長を介して示されました。

はじめに、今回の改修計画を巡る問題について、令和3年3月13日付け長野県弁護士会要望書、同年3月22日付け当協議会要望書、同年3月30日付け佐久広域連合要望書・佐久広域連合議会要望書及び同年3月31日付け当協議会声明等を受け、同年4月5日には貴庁が当協議会と直接面談のうえ意見交換して下さったこと、また、同年4月30日付け当協議会質問書に対して書面回答をいただくなど、貴庁として格別のご対応をしていただいたことに感謝申し上げます。

特に、意見交換の場においては、当協議会が要望してきた試行面会施設の設置について、貴庁から、最新のビデオリンク方式を用いるなどして兼用設置をしていただけるとの方針が示され、その点については、当協議会としても喜ばしく、期待しているところであり、是非とも本年度中には実現していただくことを、念のため、改めて要望いたします。

- 2 他方で、当協議会のもう一つの要望であったエレベーターの設置については貴庁から難色が示され、2階建庁舎については新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを設置しないという貴庁方針が示されました。

しかしながら、裁判所庁舎の建替えが年間で1～2庁舎程度しかなされていないという実情からすれば、その方針では、全国的なバリアフリー化が叶うのは数十年から100年以上も先になることもあり得る計算となり、承服できるものではありません。

また、貴庁からは、もし佐久支部のみエレベーターを設置すれば、各地から多数の要望が上がり対応しきれない旨の説明もありましたが、既に順次なされたという3階建以上の裁判所庁舎へのエレベーター増設工事において、各地から一斉に多数の不満や要望が上がって対応しきれないといった事態にはなっていません。2階建庁舎であっても同様であり、必要性が高い順（改修の予算が付いた順）にエレベーターを設置していても、混乱が生じるとは到底思えません。

むしろ、そういった杞憂を理由に、2階建庁舎の完全バリアフリー化を進めないことは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨に反します。まして、2階建庁舎が存在するような裁判所支部は、高齢者率が高い地方に存在することが多く、日常的な高齢者利用の観点からしてもエレベーター設置の必要性はむしろ高いものと思料します。

しかも、現在、佐久支部管内には、足腰に障がいを抱える弁護士もおり、高齢の調停委員等もいることから、日常的に問題が生じ得る状況にあります。また、当協議会や地元自治体議会等からも佐久支部庁舎の完全バリアフリー化を求める意見書や決議が何度も採択されています。こういった事情は、他の2階建庁舎に先んじてエレベーターを

設置すべき具体的な特別事情に該当するといえます。佐久支部庁舎は、可及的速やかに完全バリアフリー化を実現すべきです。

- 3 今般いただいた6月24日付け回答書の中では、今後、配慮を要する来庁者については、1階の事件関係室を充実させることで対応し、刑事公判手続にいたるまで1階のラウンドテーブル法廷で対応する趣旨の回答がなされております。

しかしながら、同法廷は狭く、傍聴席を特設したとしても数席程度であり裁判の公開原則上の問題があるだけでなく、傍聴席から被告人席までの距離が近すぎ、特に刑事公判手続では保安上の大きな問題があります。被告人と、裁判官・検察官・弁護人までの距離が明らかに近すぎることも、保安上非常に懸念されます（特に、長野県内では、法廷で被告人が検察官に殴りかかる事件をはじめ、裁判所庁内での保安体制が問題となる事件が複数発生しています）。さらに言えば、急ごしらえの法廷で、裁判の格式や被告人への感銘力等についても問題がないとはいえません。また、日常的に庁舎を利用する裁判官・裁判所職員や調停委員に障がいや身体的な支障等がある場合の日常の階段昇降についての問題も完全に解決されるわけでもなく、2階1号法廷開廷中に来訪した傍聴希望者への対応等の問題も残ります。

いずれにせよ、今回の改修工事では、佐久支部庁舎が今後長年にわたって支障なく利用できる状況になるとは思えません。

4 無論、予算の問題は避けて通れないものと思われ、それ故に、当協議会からもエレベーター費用の寄付受入れについての質問をさせていただいたところです。

貴庁からは、上記回答書の中で、「裁判所の公平性の観点から、寄付を受けることは相当でない」旨の回答がありましたが、寄付金の受入れができないのであれば尚更、少数弱者の人権保障の砦として、今後、エレベーター設置をはじめとした完全バリアフリー化の予算を国に対してより積極的に要求していただきたいと考えます。

殊に、佐久広域連合等においては、寄付を念頭に検討を重ねたうえで今回の質問書を提出したものであり、その切実さをご理解のうえ、貴庁におかれましては、佐久支部改善のための歩みを止めることのないようお願いいたします。

つきましては、本年度このまま佐久支部改修工事計画を進めるとしても、近い将来にエレベーターを増設する可能性や、別棟で大法廷や少年審判廷を建設する可能性等についても十分考慮のうえ、その際に無駄な取り壊し等をせずに済むような設計上・構造上・施工上の可能な限りの配慮を要望します。

5 もともと、当協議会は、エレベーター設置のみを目的として活動してきたわけではなく、佐久支部において、完全バリアフリー化は勿論のこと、調査官の常駐、少年審判の取扱い等を実現し、それらの人的体制や機能面での拡充に相応しい庁舎の建替えを求め続けてきたものです。

今回いただいた回答書の内容を踏まえても、当協議会が、この活動を

今後も継続していく必要がある状況に変わりはありませんが、貴庁からも、上記意見交換の場において、佐久支部庁舎については今後建替えの検討も必要であるとの認識が示されており、決定的な認識の齟齬までではないものと思料しております。

当協議会としては、貴庁に対し、今回の改修後も、佐久地域の社会事情の変化、佐久支部における試行面会の運用状況も含めた各種事件動向、ラウンドテーブル法廷を用いての刑事公判手続の問題点等々について、具体的かつ詳細に検証していただくことを求めます。

当協議会は、貴庁に対して、今後も佐久支部の状況を注視していただき、一日も早く、佐久地域の社会事情に相応しい充実した人的物的体制を備えた佐久支部の実現を叶えていただくことを、ここに改めて強く要望いたします。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二